

時間外救急外来における『初診時保険外併用療養費』について

当院の時間外救急外来では、入院を必要とするような重症患者さんや、緊急の処置・対応が必要な患者さんを受け入れております。

しかしながら、時間外救急外来を受診される患者さんの中には、緊急性のない軽症の方が少なからず受診されており、重症な方への迅速な対応が行えないなどの影響が出ています。

このような状況を改善するため、原則、初診の方については、診療時間内と同様に『初診時保険外併用療養費』を徴収させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

地域の皆様に安全で質の高い救急医療を提供するため、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

徴収金額 7,700 円 (税込)

対象時間 【平日】 17:00 ~ 翌朝8:15

【休日】 終日 (土日祝・年末年始 (12/29~1/3))

開始日時 令和7年4月1日 (火) 17:00より

ただし、以下に該当する場合等は徴収対象外となります。

- ・ 救急車により搬送された場合 (緊急性がある場合)
- ・ 他の医療機関からの紹介状を持参された場合
- ・ 外来受診後、そのまま入院となった場合
- ・ 当院の当該診療科に通院中の場合
- ・ 生活保護や特定の疾患等により各種公費負担の対象になっている場合

※ 初診時保険外併用療養費とは、「初期の診療はかかりつけ医で、高度、専門医療は200床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度で、200床以上の病院において、紹介状を持たずに直接受診する患者さんに対して、保険診療費とは別に自費負担 (初診時選定療養費) していただくことが定められております。